

千葉市告示第531号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和4年6月22日

千葉市長 神谷俊一

(変更)

	施術者		施術所		変更年月日
	氏名	住所	名称	所在地	
	小檜山 愛	(省略)	訪問リハビリ マッサージこと ほぎ	千葉市若葉区 桜木 3-13-23	令和3年9月16日
変更後		(省略)			

(追加)

	施術者		施術所		追加年月日
	氏名	住所	名称	所在地	
	能丸 恭輔	(省略)	能丸 恭輔	千葉市中央区 仁戸名町 286-1 メゾン月ノ木弐番 館 202	令和4年1月24日
	高木 秀樹	(省略)	らいおんハート あんま鍼灸マッサ ージ院	千葉県市川市 行徳駅前 2-16-1 6F	令和4年5月1日